

事 務 連 絡

平成29年2月23日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人事務局
各国公立高等専門学校事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

児童生徒等の健康診断の「四肢の検査のポイント」について

本年度からの「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第21号）」の施行に伴い、各学校においては、「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項及び健康診断票の様式例の取扱いについて」（平成27年9月11日付け事務連絡）及び、「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂」（公益財団法人日本学校保健会）を参考に、児童生徒等の健康診断（以下、「健康診断」という。）が実施されたところです。

文部科学省では、別紙のとおり、「四肢の検査のポイント」を作成しましたので、これを参考として、健康診断の適正な実施等を図られるようお願いいたします。

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健指導係

TEL：03-5253-4111（内線2918）

FAX：03-6734-3794

四肢の検査のポイント



四肢の検査の目的は？

他の健康診断の検査項目と同様に

- ① スクリーニング（学業に支障がないか、今後の発育に支障がないかチェックする）
 - ② 健康教育（健康課題を認識し、生涯の健康の保持増進に役立てる）
- の2つを目的として四肢の検査を行います。

なぜ四肢の検査をするの？

現代の子供たちには

- ① 過剰な運動に関わる問題
 - ② 運動が不足していることに関わる問題
- など、運動器に関する様々な問題が増加していることが指摘されており、これらに対応するために健康診断で四肢の検査を行います。



どうやって四肢の検査をしたら良いの？

① 家庭での観察

家庭での観察を踏まえ、保健調査票を記入してもらいます。児童生徒が自分の健康について振り返ったり、家族と一緒に健康について考える機会となります。



② 学校での観察

提出された保健調査票を見て、担任・養護教諭等が児童生徒の健康状態について確認します。もし気付いたことがあれば、学校医に伝えるようにしましょう。

（例）

いつも同じ部位のケガで保健室に来る
走っているときによく転ぶ
座っているときに体が傾いている



等

2ページ目へ続く

③ 学校での健康診断

i. 学校医は、全ての児童生徒に対し、まず視診を行います。児童生徒がこちらに歩いてくるときの歩き方に左右差がないか、どこか痛がっている素振りがないかに注意を払います。もしこの視診で異常を認めただけの場合には、保健調査票に記入がなくても問診、身体診察を行いましょ



ii. 保健調査票に記載のある項目については、普段学校で勉強したり運動したりする上で支障がないかなどの観点から、必要に応じてさらなる問診や身体診察を行います。学校の健康診断では、専門的な診断をつけることまでは求められていません。※状況に応じて全員に身体診察を行っても構いません。

- 学校生活を送る上で支障がないか？
- 今後の発育に支障がないか？

という観点から診察

iii. 学校生活に支障があるような状態が疑われると判断された場合には、事後措置として医療機関の受診を勧めます。



iv. 学校生活への支障が明らかでなくとも、身体が固い等の指摘があれば、事後措置として日常生活上の注意事項を伝えます。また、検査の結果により、身体を動かすことの重要性について指導したり、反対に過剰な運動に注意をする等、健康教育に役立てましょう。

